

静岡市規則第1号

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年1月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（平成17年静岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条中「）を」を「）により」に改める。

第7条中「）を」を「）により」に改める。

第10条第1項中「）を」を「）により」に改め、「とともに、その写しにより現に入院措置を受ける者の保護の任に当たっている者に通知する」を削る。

第11条中「）を」を「）により」に改める。

第13条中「）を」を「）により」に改める。

様式第14号を次のように改める。

様式第14号（第10条関係）

様

年 月 日

静岡市長 氏 名

措置入院決定のお知らせ

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他（ ）】にあり、ご自身を傷ついたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定】による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要であると認めたので通知します。

【入院中の生活について】

- 1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で扱うことがあります。
- 2 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 4 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、静岡市長に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせください。

静岡市の連絡先

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（以下「旧規則」という。）の様式により使用されている文書は、この規則による改正後の静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の相当様式により使用された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。